

JGAハンディキャップ規定

財団法人 日本ゴルフ協会

〒104-0031 東京都中央区京橋1-12-5
京橋YSビル2階

TEL 03-3566-0003 FAX 03-3566-0101

<http://www.jga.or.jp>



財団法人 日本ゴルフ協会

《2004日本ゴルフ協会ハンディキャップ規定改正の目的》

昭和53年（1978年）に初めて制定された「JGAハンディキャップ規定」は、これまでに6回の一部改正が施されています。しかしながら、昨今は、ゴルファーの年間プレー回数が減少したり民間のプライベートハンディキャップが様々な形で普及してくるなど、一般プレーヤーを取り巻く環境が急激に変化しています。このような現状を踏まえ、JGAでは次の2点を目的として、「JGAハンディキャップ規定」の大幅な見直しを行いました。

- (1) JGAハンディキャップをすべてのゴルファーにとって取得しやすいものとし、さらに普及させること
- (2) 公正かつ均衡の取れたJGAハンディキャップを普及すること

＜規定改正の要点＞

[査定に必要なスコアカードの枚数]

平均的なゴルファーの年間プレー回数の現状に対応し、10枚中のベストデファレンシャルカード5枚とし、暫定ハンディキャップはなくす。（現行は20枚中の10枚）

[スコアカードの有効期限]

上記の採用枚数を減じることと関連して2年とする。（現行は3年）

[ハンディキャップの計算方法]

ハンディキャップの数値を小数点以下第1位までとする（小数点以下第2位を四捨五入）。（現行は整数）

[ハンディキャップの上限]

初めてハンディキャップを取得するプレーヤーの意欲向上策とし、50.0とする。（現行は40）

[すべてのスコアカードの提出について]

規定の厳格化を図る意味から、故意にスコアカードを提出していないことが判明した場合、失効することを明記した。（新規追加）

＜現行規定から除外した項目＞

現行規定「7. ハンディキャップ委員会の権限」及び「8. ハンディキャップ委員会内規」

(財)日本ゴルフ協会 ハンディキャップ規定

昭和53年9月4日制定
昭和54年6月14日一部改正
平成6年7月7日一部改正
平成7年7月18日一部改正
平成9年2月26日一部改正
平成10年2月26日一部改正
平成13年12月14日一部改正
平成16年2月26日改正
(平成17年1月1日実施)

(財)日本ゴルフ協会ハンディキャップ規定とは

(財)日本ゴルフ協会（以下「JGA」という）が制定する「JGAハンディキャップ規定」は、ゴルフが健全な国民スポーツとして発展することを願って定めたもので、全国のプレーヤーのハンディキャップを公正にして客観的な方法で査定することにより、年齢、性別、技量の異なる者同士が対等に競技を楽しめるようにしたものである。

本規定に基づき査定されたハンディキャップを「JGAハンディキャップ」といい、「JGAハンディキャップ」を取得したプレーヤーには「JGAハンディキャップ証明書」が発行される。「JGAハンディキャップ」は、日本で唯一のオフィシャルハンディキャップである。

1. JGAハンディキャップの目的

- (1) 全国のゴルファーのハンディキャップを同一の規定のもとに査定し、公正かつ均衡のとれたハンディキャップを普及させること。
- (2) 査定されたハンディキャップは、各ゴルファーの最近の一定期間内のスコアを反映させたものである。
- (3) 種々のゴルフ競技に参加する場合の基準とすること。
- (4) 査定されたハンディキャップは、すべての競技に有効であること。

2. JGAハンディキャップ取得について

JGAハンディキャップを取得するプレーヤーは、本規定を採用している次のいずれかの組織・団体に所属していなければならない。

- (1) JGA加盟団体（8地区連盟）
- (2) JGA正会員（加盟ゴルフ倶楽部）
- (3) JGA個人会員・ジュニア会員
- (4) 都道府県ゴルフ競技団体
- (5) (社)日本パブリックゴルフ場事業協会加盟ゴルフ場（以下「パ協」という）
- (6) JGAが認めた組織・団体

3. 複数の組織・団体に所属するプレーヤーのJGAハンディキャップ査定について

- (1) 複数の組織・団体に所属するプレーヤーは、いずれか1つをJGAハンディキャップの査定を受ける組織・団体として決定し、その組織・団体に登録しなければならない。このように、決定されたその組織・団体を「JGAハンディキャップ査定組織・団体」という。その組織・団体以外からはJGAハンディキャップの取得はできない。
- (2) JGAハンディキャップ査定組織・団体においてJGAハンディキャップが更新された場合、プレーヤーの責任においてプレーヤーの所属する他のすべての組織・団体に報告しなければならない。
- (3) JGAハンディキャップ査定組織・団体の変更は、プレーヤーの責任において行うものとする。

4. JGAハンディキャップの査定方法

- (1) 査定対象となるスコアは、JGA公認のコースレーティング（以下「JGAコースレーティング」という）のあるコースでゴルフ規則に基づいてプレーした18ホールのスコアとする。
- (2) ストロークコントロールで修正されたスコアとする。
ストロークコントロールとは、ハンディキャップ査定のために、以下記載の本規定の公式に従って、そのプレーヤーのJGAハンディキャップに応じて、1ホールのスコアに上限を定めて調整することを言う。

(プレーヤーの最新のJGAハンディキャップ)	〈ストロークコントロールの方法〉
プラス、または0.4	すべてのホールで1オーバーパーを限度とする(2オーバーパー以上は、すべて1オーバーパーに切り下げる)。
0.5～18.4	そのプレーヤーの左記数値を小数点以下第1位を四捨五入した数値と同数までは、2オーバーパーを限度とする。残りは、1オーバーパーを限度とする。
18.5～36.4	そのプレーヤーの左記数値を小数点以下第1位を四捨五入した数値から18を引いた数と同数までは、3オーバーパーを限度とする。残りは、2オーバーパーを限度とする。
36.5～50.0	そのプレーヤーの左記数値を小数点以下第1位を四捨五入した数値から36を引いた数と同数までは、4オーバーパーを限度とする。残りは、3オーバーパーを限度とする。

(3) 査定に必要なスコアカードの枚数

- ① 2年以内にプレーされた最近のスコアカード10枚中のベストディファレンシャルカード〈(ストロークコントロール後のスコア)－(JGAコースレーティング)〉5枚を用いる。
- ② 2年以内の提出カードが10枚を越えたときは、すでに提出されたカードの中より、プレー年月日の古い順にその枚数を減じ、常に最新のスコアカード10枚をもって査定する。

(4) JGAハンディキャップの計算方法

- ① 各スコアカードについてディファレンシャルを算出する。
- ② 10枚のスコアカード中、最も低い5枚のディファレンシャルの平均を算出する。
- ③ 以上の方法で計算された数値に「0.96」を乗じ、小数点以下第2位を四捨五入した小数点以下第1位の数値をJGAハンディキャップとする。
- ④ JGAハンディキャップの上限は、50.0とする。
- ⑤ 初めてJGAハンディキャップを査定する場合は、最初にJGAハンディキャップ50.0としてストロークコントロールを行い、仮のJGAハンディキャップを算出し、その仮のJGAハンディキャップに基づいて、改めてストロークコントロールを行い査定する。

5. JGAコースレーティングのあるコースでプレーしたすべてのスコアカードの提出について

- (1) 公正なJGAハンディキャップは、プレーしたすべてのスコアに基づいて査定されるものである。スコアの良し悪しにかかわらず、JGAコースレーティングのあるコースでプレーした場合は、プレーをしたプレー年月日、コース名、使用ティ、使用グリーンを記して提出しなければならない。
- (2) 故意にスコアカードを提出していないことが判明した場合は、そのJGAハンディキャップは有効期限内であっても失効する。
- (3) 提出されたスコアカードとハンディキャップ算出のデータは、「JGAハンディキャップ査定組織・団体」が保存し、JGAハンディキャップ委員会の求めに応じて提出しなければならない。

6. JGAハンディキャップの更新と証明書の有効期限

- (1) JGAハンディキャップの適正を保つため、JGAハンディキャップは常に最新のものでなければならない。
- (2) JGAハンディキャップ証明書の有効期限は、6カ月とする。
証明書には、JGAハンディキャップ査定組織名または団体名（JGA、地区連盟、加盟ゴルフ倶楽部、都道府県ゴルフ競技団体）、発行年月日、有効期限を明記すること。